

## レジューメ

- 1 モニタリング報告書の取扱いについて
- 2 訓練等給付に関する認定調査について
- 3 電子申請について



## 1 モニタリング報告書の取扱いについて

◆変更日 2025年（令和7年）6月1日～

### ◆ 提出不要なモニタリング報告書

毎月モニタリングを除く “**定期モニタリング報告書**” の提出を原則として**不要**とした

### ◆ 提出を要するモニタリング報告書

- ・支給決定の**更新**や**変更**が必要となる場合
- ・**モニタリング期間**を設定し直す必要がある場合
- ・**毎月モニタリングを設定している者（児）**へモニタリングをした場合
- ・**市**がモニタリング報告書の**提出を求めた**場合

#### ○留意事項

提出不要のモニタリング報告書を含めたすべてのモニタリング報告書は、保存年限が到達するまで事業所で保管すること。

## 2 訓練等給付に関する認定調査について

◆開始日 2025年（令和7年）6月2日～

### （1）内容

**訓練等給付**を**新規で申請**する者への認定調査について、**障がい福祉課の受付**に限り、**本課職員**による**認定調査**を**即日実施**するもの。

### （2）目的

申請から支給決定までの期間を短縮するため

### （3）対象サービス

訓練等給付のサービス ※但し、区分認定を要しないもの

- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援A型、就労継続支援B型
- 共同生活援助
- 自立生活援助



### （4）留意事項

- 認定調査ができるのは障がい福祉課のみであり、支所窓口ではできません。事前予約は不要です。
- 区分認定を要するものについては、従来どおり委託調査の対象とします。

### 3 電子申請について

#### 電子申請可能な書類一覧（サービス給付担当）

| No. | 書 類 名                               | 分 類      |
|-----|-------------------------------------|----------|
| 1   | 障がい福祉サービス等利用計画・障がい児支援利用計画（本計画）      | 本計画      |
| 2   | 障がい福祉サービス等受給者証交付申請書                 | 再交付      |
| 3   | 障がい福祉サービス等給付費過誤申立書                  | 過誤申立     |
| 4   | 障がい者支援施設入所待機者登録辞退届                  | 施設入所     |
| 5   | 福山市障がい者交通費補助金交付申請書兼通所日数証明書          | 交通費補助    |
| 6   | 福山市障がい者交通費補助金適用事業所変更届出書             |          |
| 7   | 福山市障がい者交通費補助金適用事業所協議書               |          |
| 8   | 福山市障がい者交通費補助金対象者除外届出書               |          |
| 9   | 障がい児通所 事業所間連携会議報告                   | 事業所間連携加算 |
| 10  | 福山市障がい児通所支援利用者負担軽減事業（食費補助）（補助金交付申請） | 食費補助     |
| 11  | 福山市障がい児通所支援利用者負担軽減事業（食費補助）（対象要件確認）  |          |
| 12  | 福山市障がい児通所支援利用者負担軽減事業（食費補助）（実績報告）    |          |
| 13  | 福山市障がい児通所支援利用者負担軽減事業（食費補助）（請求・四半期）  |          |
| 14  | 共同生活援助（GH）利用報告書                     | GH報告     |